

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和7年7月18日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 長岡アークプラザ南

所在地 長岡市古正寺町中割56 外

設置者 アークランズ株式会社 他2者

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

荷さばき施設の位置

（変更前）届出書に添付された図面のとおり

（変更後）届出書に添付された図面のとおり

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

・荷さばき施設1

（変更前）午前9時00分から午後8時00分

（変更後）午前6時00分から午後8時00分

・荷さばき施設6

（変更後）午前6時00分から午後8時00分

・荷さばき施設7

（変更後）午前6時00分から午後8時00分

3 変更年月日

(1) 令和8年3月8日（ただし、軽微な変更として認められた場合はその日以降）

(2) 令和7年7月8日

4 変更の理由

建物1における小売業を行う者の変更に伴い、施設の配置並びに運営方法に変更が生じるため。

5 届出年月日

令和7年7月7日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

（なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。）

7 縦覧期間

令和7年7月18日から令和7年11月18日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援班

電 話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp